# リバウンド防止期間における東京都の対応

令和3年3月24日

# 1. リバウンド防止期間における東京都の対応

# 1. 区域

都内全域

### 2. 期間

当面、令和3年4月1日(木曜日)0時から4月21日(水曜日)24時まで

# 3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

# (1) 都民向け:日中も含めた不要不急の外出自粛

・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

# (2) 事業者向け:営業時間の短縮、催物(イベント等)の開催制限

- ・施設管理者(次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設)に対して営業時間の短縮を要請するとともに、 業種別ガイドラインの遵守を要請(法第24条第9項)
- ・イベント主催者等に対して規模要件等(人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等)に沿ったイベント の開催等を要請(法第24条第9項)

# 4. 4月22日以降の対応

感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

# 2. リバウンド防止期間における施設の使用制限・イベントの開催制限等の概要

#### <① 施設の使用制限 (下線については、特措法に基づく要請)

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	● <u>営業時間短縮を要請</u> ( <u>営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は</u>
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許 可を受けている店舗	11時から20時まで) ● <u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u> ・令和3年4月1日(木)0時〜4月21日(水)24時(※) (※)4月22日以降については、別途決定する。

#### <その他の施設への対応>

施設の種類	内 容
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。)、劇場、 観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む 店舗(1,000平米超)(生活必需物資を除く。)、ホテル又は旅館(集会の用 に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、 サービス業を営む店舗 (1,000平米超)(生活必需サービスを除く。)	<ul> <li>●21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時までを協力依頼</li> <li>●業種別ガイドラインの遵守を協力依頼</li> <li>・令和3年4月1日(木)0時~4月21日(水)24時(※)(※)4月22日以降については、別途決定する。</li> </ul>
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は 公会堂、展示場、 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、 運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul> <li>●イベントの開催制限(「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする)の協力依頼</li> <li>【収 容 率】大声なし:100%以内 大声あり:50%以内</li> <li>【人数上限】5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きいほう</li> <li>・令和3年4月1日(木)0時~4月18日(日)24時(※)(※)4月19日以降、当面の間、イベントの開催制限に準拠</li> </ul>

# <② イベントの開催制限> (下線については、特措法に基づく要請)

〈大声なし〉クラシック音楽、演劇等〈大声あり〉ロックコンサート、スポーツイベント等

●イベントの開催制限(「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする)の要請
【収 容 率】大声なし:100%以内 大声あり:50%以内
【人数上限】 5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きいほう
・令和 3 年 3 月22日(月) 0 時~ 4 月18日(日)24時(※)
(※)4月19日以降、当面の間、以下の「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする
【収 容 率】大声なし:100%以内 大声あり:50%以内
【人数上限】 5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きいほう
●21時までの営業時間短縮を協力依頼
・令和 3 年 3 月22日(月) 0 時~ 4 月18日(日)24時
●業種別ガイドラインの遵守を協力依頼
・令和 3 年 3 月22日(月) 0 時~ 4 月21日(水)24時(※) (※)4月22日以降については、別途決定する。